

用語解説 このしおりを読む上で参考になる「用語解説」

か

加入限度額

- 法令で定められた被保険者1人について加入できる保険金額をいいます。

しおり参照

「保険金の加入限度額」のページ

加入年齢

- ご契約者と被保険者の加入時の年齢です。
- 「ご契約者(お父さまなど)の加入年齢」は、出生した月から当社(かんぽ生命)との契約日を含む月まで月をもって計算し、1年未満の端数については、6ヶ月以下は切り捨て、6ヶ月を超えるものは切り上げます。

(例) 36歳7ヶ月の保険契約者の加入年齢は37歳となります。

- 「被保険者(お子さま)の加入年齢」は、進学時期に合わせて学資金をお支払いするために、出生の日の直前の4月2日(出生した日が4月2日の場合は、その日)に出生したものとして計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

(例) 2月10日に出生した場合は、前年の4月2日に出生したものとみなします。

- 被保険者(お子さま)の出生前に加入された場合は、「被保険者(お子さま)の加入年齢」は0歳とします。

保険証券に表示があります。

き

基準保険金額

- 当社(かんぽ生命)と契約を締結するときに基準として定めた保険金の額(その額が変更されている場合は変更後の額)をいいます。

基本契約／特約

【基本契約】

- 「普通保険約款」に記載されている契約内容をいいます。

【特約】

- 基本契約の保障内容をさらに充実させるために、基本契約に付け加える契約内容をいいます。
- 特約のみの申し込みはできません。

<

クーリング・オフ

- 契約の申し込み後であっても、一定の期間内であれば、その撤回または解除ができる制度をいいます。

しおり参照

「クーリング・オフ制度」のページ

け

契約応当日

- 契約後の保険期間中に迎える、毎月または毎年の契約日に対応する日をいいます。
- 契約日に対応する日がない月の場合は、その月の翌月の1日をいいます。

契約関係者

(保険契約者／被保険者／保険金受取人)

【保険契約者】

- 当社(かんぽ生命)と契約を結び、契約上の権利(例えば、契約内容の変更権)と、義務(例えば、保険料の払い込み)がある方をいいます。

【被保険者】

- その方の生死などが保険の対象となる方をいいます。その方の生死、病気やケガによる入院などに関して保険金が支払われます。

【保険金受取人】

- 保険金を受け取る方をいいます。
- この商品では、保険契約者が保険金受取人となります。

保険証券に表示があります。

契約者配当金

- 毎年の決算に基づき、契約ごとに割り当てられる、または割り当てられたお金をいいます。

しおり参照

「契約者配当金」のページ

契約日

- 加入年齢や保険期間などの計算の基準となる日をいいます。

保険証券に表示があります。

しおり参照

「契約の保障(責任)の開始と契約日」のページ

こ**告知義務****しおり参照**

「健康状態などの告知」のページ

し**失効****しおり参照**

「保険料の払込猶予期間・契約の失効など」のページ

死亡給付金

- 学資保険において、被保険者が死亡したときに、当社(かんぽ生命)から支払うお金をいいます。

譲渡禁止**しおり参照**

「ご契約者をはじめとした関係者の保護」のページ

つ**積立金(責任準備金)**

- 将来の保険金などの支払いに備えて、保険料の中から積み立てているお金を行います。

と**登録ご家族**

- 「ご家族登録制度」を申し込むことによって登録された、ご契約者のご家族の方をいいます。
- ご家族を登録することで、登録されたご家族の方が、契約内容やご契約者が行った請求内容などを確認することができます(会社がご契約者の財産の保護のために必要と認めるときには)。
- 当社(かんぽ生命)から送付する各種手続きのご案内がご契約者にお届けできなくなったときや、災害などでご契約者との連絡が困難となったときに、郵便局または当社(かんぽ生命)から登録されたご家族の方にご連絡することができます。

特約のみの転換

- 契約転換に関する特則を付加して、現在付加している特約を新たな特約に見直す方法です。

しおり参照

「保障内容の見直しを検討されているお客さまへ」のページ

約款参照

契約転換に関する特則条項

は**払込時期**

- 毎月の保険料を払い込む期間をいいます。
- 第1回保険料の払込時期は保障(責任)開始の日から保障(責任)開始の日を含む月の翌月の末日までをいいます。
※無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の更新後の第1回特約保険料の払込時期は、更新日を含む月の1日から末日までをいいます。
- 第2回以降の保険料の払込時期は月ごとの契約応当日を含む月の1日から末日までをいいます。
- 月ごとの契約応当日がその月の翌月1日となる場合の払込時期は、その前月の1日から末日までとします。

(例) 契約日が1月31日の場合、2月については、31日がないので、3月1日が月ごとの契約応当日となり、払込時期は、2月1日から同月末日までとなります。

保険証券に表示があります。

ふ**復活****しおり参照**

「契約の復活」のページ

不慮の事故

- 約款の別表「対象となる不慮の事故」に定めている不慮の事故をいいます。

へ

ペーパーレス申し込み

- 当社所定の端末を利用した保険契約の申し込みをいいます。

返戻金

- 契約を解約したときなどに、当社(かんぽ生命)からご契約者に支払うお金をいいます。
- 保険種類・特約種類や解約の時期によって、返戻金の有無や金額は異なります。
- 無解約返戻金型の特約には、解約した場合の返戻金はありません。

ほ

保険期間

- 契約日から契約上の保障(責任)が終了するまでの期間をいいます。

保険証券に表示があります。

保険金(額)

- 被保険者が死亡、入院や所定の「身体障がいの状態」になったときなどの支払事由に該当したときに、当社(かんぽ生命)から支払うお金(金額)をいいます。

保険証券に表示があります。

保険金の支払事由

- 被保険者の生存、死亡や入院などの保険金を支払う事由をいいます。

保険証券

- 契約した保険の内容(保険金額や保険期間など)を具体的に記載した書面で、当社(かんぽ生命)からご契約者に交付します。大切に保管してください。

保険料

- ご契約者から、契約に基づき、保険金などの支払いの対価として、当社(かんぽ生命)に払い込むお金をいいます。

保険証券に表示があります。

保険料の払込免除

- 契約者が死亡したときなどに、以後の保険料の払い込みを免除することをいいます。

保険料払込期間

- 保険料を払い込む期間をいいます。

保険証券に表示があります。

保障(責任)開始時／ 保障(責任)開始の日

【保障(責任)開始時】

- 当社(かんぽ生命)が契約上の保障(責任)を開始する時をいいます。約款では「責任開始の時」と記載しています。

【保障(責任)開始の日】

- 保障(責任)開始時を含む日をいいます。約款では「責任開始の日」と記載しています。

保険証券に表示があります。

め

免責事由

- 保険金などの支払事由に該当している場合でも、保険金などが支払われない事由をいいます。

や

約款

- ご契約者と当社(かんぽ生命)との「契約の加入から消滅までのとりきめ(契約内容)」をあらかじめ定めたものをいい、保険金を支払う条件などについて記載しています。
- 約款には、「普通保険約款」、「特約条項」、「特則条項」があります。
- 特則条項は、「普通保険約款」や「特約条項」に記載している契約内容と異なる特別な約束をするための契約内容をいいます。

ゆ

郵便局

- 「郵便局」は、日本郵政グループの1つであり、当社(かんぽ生命)は業務の一部を委託しています。